

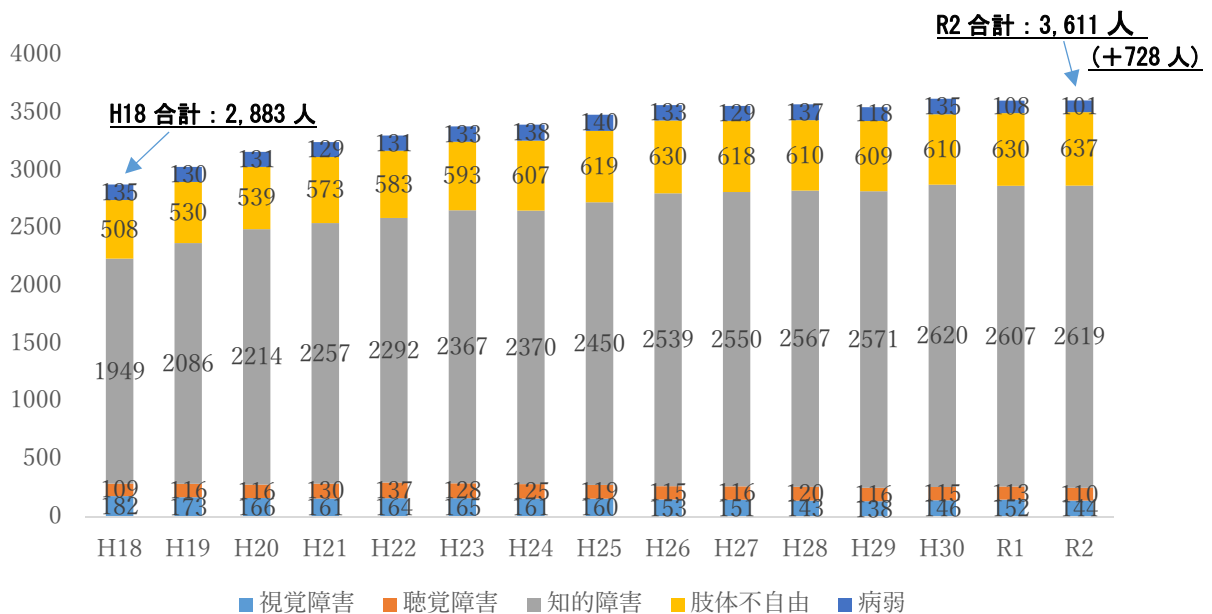
## 横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方の基本的な方向性について

令和3年12月に公表された「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」（素案修正版）や9月に公布された特別支援学校設置基準を踏まえ、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を策定します。策定に向けた基本的な方向性について報告します。

### 1 策定の趣旨

- 本市には盲、ろう、知的障害、肢体不自由、病弱の全ての障害種の市立特別支援学校13校があるほか、県立、国立、私立を加えると25校の特別支援学校が設置されています。在籍する児童生徒等の人数は平成18年度から令和2年度までに728人（学校数は5校）増加し、令和2年度は3,611人（平成18年度の約1.3倍）となっており、学校によっては特別教室を普通教室に転用するなどの対応をして、受け入れを図っています。また、医療的ケアのある児童生徒のケアの幅も広がるなど、障害の重度・重複化、多様化がますます進んでいます。

【図1：市内にある市立、県立、国立、私立の特別支援学校の児童生徒等数】



- 国においては、全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月には国が初めて特別支援学校設置基準（以下、「設置基準」という）を公布し、特別支援学校を設置するのに必要な設備や面積等の最低基準を示し、令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）から施行されることとなりました。
- 神奈川県においては、令和3年12月10日、設置基準を踏まえ、県内における特別支援教育の推進を図ることを目的に「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」（素案修正版）（以下、「県指針（素案修正版）」という。）を公表し、新たな特別支援学校の整備等に取り組んでいく方針を示しています。

【参考 1：県指針（素案修正版）の概要（一部）】

今後概ね 10 年間を見通した神奈川県の特特別支援教育の推進に関して、「特別支援学校の整備」、「医療的ケアの充実」、「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、施策の方向性をまとめた素案。

横浜東部地域（鶴見・神奈川・西・中・南区）及び川崎南部地域における県立特別支援学校の新設、また湘南地域の県立特別支援学校の増改築等、県立高等学校を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備や適正配置、通学区域の変更等を検討する旨の記載がある。

【参考 2：設置基準の概要】

特別支援学校を設置するために必要な設備や面積等の最低限の基準。地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定とされている。校舎に備えるべき施設として、図書室や保健室などが示されたほか、人数に応じた面積基準が初めて定められた。

障害が重複する場合（例：知的障害と肢体不自由など）、1人当たりの必要な面積は幼稚部 1.67 倍、小中学部 2 倍、高等部 2.67 倍として計算する。また、中学部又は高等部を有する学校においては 3,600 m<sup>2</sup>以上の運動場面積が必要とされている。ただし、既存の特別支援学校の施設等については、当分の間、従前の例によることができる。施行は令和 4 年 4 月（一部、令和 5 年 4 月）。

※病弱特別支援学校を除く市立 12 校のうち、校舎面積が基準に満たない学校は 6 校

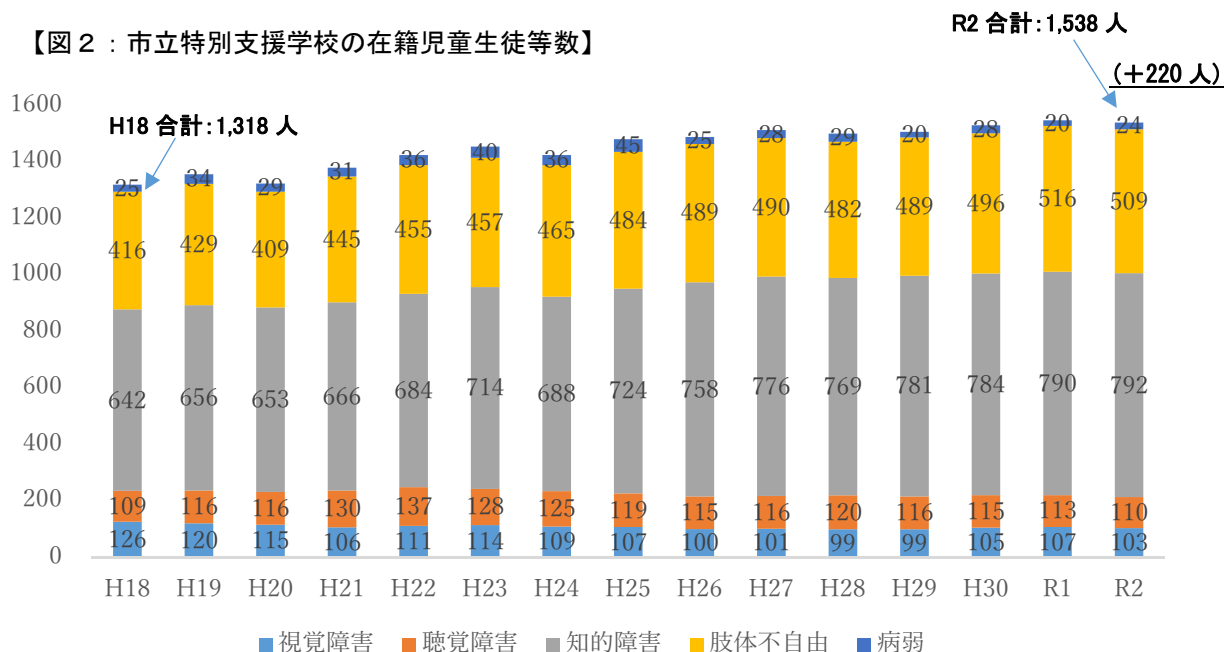
- こうした特別支援学校を取り巻く状況の変化を受け、本市としても県指針（素案修正版）を踏まえた上で、特別支援学校の整備等にかかる考え方をまとめていく必要があります。そこで、特別支援教育にかかる計画を含む「横浜市教育振興基本計画」とは別に、本市が設置する特別支援学校について、概ね 10 年程度を見据えた整備等の考え方を策定します。

2 市立特別支援学校の現状と課題

(1) 市立特別支援学校に在籍する児童生徒数の状況

市立特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成 18 年度から令和 2 年度までに 220 人（学校数は 2 校）増加しています。

【図 2：市立特別支援学校の在籍児童生徒等数】



## (2) 医療的ケアのある児童生徒の状況

- 市内に6校ある肢体不自由特別支援学校を中心に医療的ケアのある児童生徒が約150人在籍しています。これまで主に研修を受けた教員が行ってきた、たんの吸引や経管栄養などに加えて、教員が行うことができる医療的ケアの範囲を超え看護師の対応が必要なケア（導尿や血糖値測定など）や、人工呼吸器対応など高度な技術を要するケアに対するニーズが高まっています。このように求められるケアの幅が広がり、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

【表1：特別支援学校の医療的ケア実施児童生徒数】\*令和3年5月現在、通学籍・延べ数

医療的ケア	人数	医療的ケア	人数
たんの吸引	119人	酸素療法	25人
経管栄養	106人	導尿	13人
気管切開	38人	その他（エアウェイ等）	40人
人工呼吸器	11人	合計（延べ数）	352人

## (3) 市立特別支援学校の整備状況

- 特別支援学校の設置義務は都道府県にあります。これまで本市は、市内で特別支援学校が不足する状況を踏まえて、神奈川県と協力しながら、学校教育法に規定されるすべての障害種の特別支援学校を設置してきました。その設置数は13校と政令市で最も多くなっています。特に、昭和40年代以降の本市の急激な人口増加と、昭和54年の養護学校教育の義務化への早急な対応が必要だった時期に、多くの学校を設置した経過があります。
- 今回示された設置基準に照らし合わせると、肢体不自由校においては、ほとんどの学校で、在籍している児童生徒数に対して校舎面積が狭あいな状況です。  
なお、平成31年4月に開校した左近山特別支援学校は、想定していた在籍児童生徒数に達していない状況にあります。市内においては、地域や学校によって在籍児童生徒数が偏っていることが課題となっています。

## (4) 児童生徒の通学支援状況

- 現在、知的、肢体不自由校を中心とした9校で46コースのスクールバスを運行していますが、コースによっては乗車時間が100分を超える児童生徒もおり、長時間の通学を解消していく必要があります。
- また、医療的ケアがあるとスクールバス乗車中にケアをすることが難しいため乗車できないなど、保護者の自家用車等で通学せざるを得ない児童生徒がいることも課題の一つとなっています。

### 【参考3：スクールバスの状況等】

- ・スクールバスの運行時間の状況（令和3.5.1現在）
  - 目標時間（60分）を登下校とも超えるコース 16コース
  - 目標時間（60分）を登下校どちらかが超えるコース 11コース
- ・医療的ケアなどがあり、自家用車で通学している児童生徒数 65人  
(平成30年度時点で学校が把握している人数)

### 3 対応の方向性

市立特別支援学校の現状と課題等を踏まえ、特に児童生徒数の増加や医療的ケアへの対応が必要となる知的障害及び肢体不自由特別支援学校を中心に、次の方向で対応します。

#### (1) 特別支援学校の整備等

- 県指針（素案修正版）では、特別支援学校での教育を必要とする児童生徒数の今後の予測と設置基準に照らした既存校の状況から、令和12年度、22年度の特別支援学校での教育を必要とする児童生徒数を推計しています。それによると市内の地域によって受け入れ枠の不足が発生することが想定されています。
- 表2にある横浜東部・川崎南部地域においては令和12年度の推計で合計369人の受け入れ枠不足が見込まれています。そのため県は、市東部地域への知的障害及び肢体不自由教育部門の県立特別支援学校の新設を打ち出しており、神奈川県に協力して実現を目指します。
- また、上菅田特別支援学校の分校である北綱島特別支援学校については、所在区を含む横浜北部・川崎北部地域で肢体不自由教育部門の受け入れが推計上、5人の余裕があるものの、通学区域が含まれる横浜東部・川崎南部地域において今後の受け入れ不足が40人と見込まれています。それらをあわせると現状を維持した上で、令和12年の受け入れ不足数は35人となり、県が市内に新設対応することで、市内全域の肢体不自由教育部門の受け入れ枠不足の解消を図ることができます。これらの状況から、当該校を含めた現在の市立肢体不自由特別支援学校6校は最低でも必要であるため、令和4年4月に北綱島特別支援学校を本校とするための条例改正に向けた手続きを進めます。なお、県は設置義務を踏まえて、本市に隣接する川崎市南部地域に新設、湘南地域でも増改築による受け入れ枠の拡大を予定しており、通学エリアの調整により全体の受け入れが増加する中で、横浜市民の受け入れ枠も増加することが見込まれます。

【表2：特別支援学校の児童・生徒数の推計と設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数】

川崎南部・横浜東部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害教育部門	小・中学部	288	255	△ 33	377	255	△ 122	396	255	△ 141
	高等部	460	390	△ 70	597	390	△ 207	604	390	△ 214
肢体不自由教育部門		198	164	△ 34	204	164	△ 40	190	164	△ 26
計		946	809	△ 137	1,178	809	△ 369	1,190	809	△ 381

川崎北部・横浜北部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害教育部門	小・中学部	396	440	44	460	440	△ 20	486	440	△ 46
	高等部	627	657	30	661	657	△ 4	643	657	14
肢体不自由教育部門		160	170	10	165	170	5	155	170	15
計		1,183	1,267	84	1,286	1,267	△ 19	1,284	1,267	△ 17

横浜東部地域：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区（川崎南部地域：川崎区、幸区、中原区）

横浜北部地域：港北区、緑区、青葉区、都筑区（川崎北部地域：高津区、多摩区、宮前区、麻生区）

（「県指針（素案修正版）」より抜粋）

## (2) 通学エリアの再編

- 在籍児童生徒数の推移や特別支援学校の新設等、また地域によって今後の児童生徒数の増減に偏りが予測されることから、新設校を含めた特別支援学校の通学区域の再編に向けて、神奈川県と協議を進めます。

## (3) 医療的ケアへの取組の充実

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことを受け、人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者の付き添い解消や通学支援に、より一層力を入れて取組を進めていきます。また、学校看護師の体制の充実を目指すとともに、研修の拡充など人材育成に取り組めます。

## (4) 設置基準への対応

- 設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができるとされていますが、長期的には学校建て替えの時期等を捉えて、設置基準を踏まえた教育環境の整備・充実に向けて取組を進めていきます。
- なお、本市はこれまで、全国に先駆けて重度重複障害のある児童生徒の教育保障に取り組んできた経緯等があり、小学校と併設する小規模な市立肢体不自由特別支援学校には重複障害のある児童生徒が多く在籍しています。設置基準上、障害が重複する場合は、求められる校舎面積が増えますが、取組の検討にあたっては、様々な子どもたちがともに学び、関わり合いを持つ中でさらなる成長につながる学校を目指して、総合的な観点で進めていきます。

## 4 策定に向けた今後のスケジュール

令和3年12月	基本的な方向性の報告（本資料）
令和4年1月～	P T A、有識者、特別支援学校長会等との意見交換
～3月	考え方（素案）策定
6月頃	考え方（素案）にかかる意見募集実施
9月頃	考え方策定

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和2年5月1日現在

			併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数（人）							
						幼稚部	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問（内数）
視覚	市	盲		S25		○	○	○	○	専攻科	103	103	14	18	19	22	30	
	私	横浜訓盲学院		S26		○	○	○	○	専攻科	41	41	6	12	6	6	11	
小計											144	144	20	30	25	28	41	
聴覚	市	ろう		S8		○	○	○	○		110	110	15	34	29	32		
	小計											110	110	15	34	29	32	
知的	市	港南台ひの		S46			○	○	○		207	207		85	43	79		
		日野中央高等		S56					○		186	186				186		
		本郷		S54			○	○	○		171	171		71	50	50		
		二つ橋高等		H19					○		145	145				145		
	県	みどり		S53	新栄		○	○	○		218	218		55	44	119		
		鶴見		S55	岸根		○	○	○		254	254		80	47	127		
		保土ヶ谷		S51	舞岡・平沼		○	○	○		296	296		66	41	189		
		瀬谷		S46	大和東・大和南		○	○	○		302	302		81	61	160		
			横浜ひなたやま		H25				○		134	134				134		
	国		横浜国立大学附属		S54		○	○	○		67	67		18	20	29		
私		聖坂		S42		○	○	○	専攻科	96	96		24	24	30	18		
小計											2076	2076	0	480	330	1248	18	
肢体	市	北綱島		S60	サルビア		○	○	○	訪問	71	71		34	15	22		4
		中村		S57	港南		○	○	○	訪問	86	86		45	21	20		6
		東俣野		S61			○	○	○	訪問	44	44		23	11	10		6
		上菅田		S49			○	○	○	訪問	187	187		56	55	76		1
		左近山		H31			○	○	○	訪問	33	33		20	10	3		2
小計											421	421	0	178	112	131	0	19
知的・肢体	市	若葉台	(肢)	S59			○	○	○	訪問	171	88		43	20	25		8
			(知)					○				83			83			
	県	あおば	(肢)	R2			○	○	○		85	17		15	2			
			(知)				○	○	○			68		27	17	24		
		金沢	(肢)	H19			○	○	○	訪問	299	57		29	15	13		5
			(知)		横浜永取沢			○	○			○	242		65	41	136	
三ツ境	(肢)	S46			○	○	○		204	54		19	17	18				
	(知)		S62	瀬谷西						○	150				150			
小計											759	759	0	198	112	449	0	13
病弱	市	浦舟		S41			○	○		訪問	24	24		13	11			12
	県	横浜南		S52			○	○	○	訪問	77	77		47	24	6		6
小計											101	101	0	60	35	6	0	18
合計											3611	3611	35	980	643	1894	59	50

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。